

平成24年度から適用される市・県民税に係る税制改正

扶養控除等の見直しについて

年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の人をいいます。）に対する扶養控除が廃止されました。これに伴い、扶養控除の対象となる控除対象扶養親族は、年齢16歳以下の扶養親族とされました。年齢16歳以上19歳未満の人に対する扶養控除については、上乘せ部分（12万円）が廃止され、扶養控除の額が33万円とされました。

これに伴い、特定扶養親族の範囲が、扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の扶養親族とされました。

同居特別障害者加算の特例の改正について

扶養控除の改正に伴い、居住者の扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に23万円を加算する措置にかえて、同居特別障害者に対する障害者控除額が53万円に引き上げられました。

市民税・県民税に係る扶養控除の改正

区分		改正前	改正後
一般の扶養親族	年少0歳～15歳	33万円	0万円
	成年23歳～69歳	33万円	33万円
特定扶養親族	16歳～18歳	45万円	33万円
	19歳～22歳	45万円	45万円
老人扶養親族	同居老人親族以外	38万円	38万円
	同居老人親族	45万円	45万円
普通障害者		26万円	26万円
特別障害者	別居	30万円	30万円
	同居	30万円	53万円

公的年金所得者の確定申告手続きの簡素化について

その年の公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告書を提出する必要がなくなります。

※ 平成23年分以後の所得税について適用されます。

医療費控除を加えるなど、所得税の還付を受ける場合は確定申告書が必要です。

公的年金等以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告が不要の場合であっても、市民税・県民税の申告は必要です。

寄附金税額控除の改正について

平成24年度以降の市民税・県民税に係る寄附金税額控除の適用下限額が、5,000円から2,000円へ引き下げになります。なお、この措置は平成23年1月1日以降に寄附された寄附金に適用されます。

東日本大震災に係る「ふるさと寄附金」の取扱いについて

東日本大震災の被災地の県や市町村に直接寄附した場合や、日本赤十字社・中央共同募金会などに義援金として寄附した場合には、「ふるさと寄附金」として市民税・県民税で税額控除が受けられます。

次のいずれかの書類が必要になります。

- ① 募金団体から交付される受領証または預かり証
- ② 振込依頼書の控えまたは郵便振替の半券（原本に限る。）。募金団体が日本赤十字社または中央共同募金会以外の場合には、半券に加え、半券に記載された口座が募金団体の専用口座であることが確認できる新聞記事、募金要項など
- ③ 募金団体が新聞社などである場合、寄附者の氏名などを掲載した新聞記事など（住所・氏名・寄附金額が掲載されているものに限る。）